

新型コロナウイルス感染症に係る 生活と雇用を守るための支援策

特別定額給付金 感染拡大を防止するために原則郵送またはオンライン申請となります。

対象 給付対象者…令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方 受給権者…その者の属する世帯の世帯主

給付額 対象者1人につき10万円

申請方法 次の①および②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みます。※銀行口座がないなど、やむを得ない場合に限り、窓口で申請・給付をします。ただし、現金給付の場合は手続き上、給付が遅れる場合があります。

①郵送申請…申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに郵送します。申請書は5月25日(月)に発送予定です。

②オンライン申請方式(マイナンバーカードを所持している方が利用可能)…マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請。

☎ 〒270-1192市役所社会福祉課特別定額給付金推進室(住所省略可)

☎ コールセンター☎7185-1763

◎特別給付金の給付を装った特殊詐欺にご注意を!

◎市や総務省などがATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◎市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。

自宅や職場などに市や総務省などを語った電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

☎ 我孫子警察署☎7182-0110

子育て世帯への臨時特別給付金

☎ 子ども支援課・内線347

児童手当を受給する世帯に対して、児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給します。対象となる世帯には5月中旬に通知を発送します。なお、手続きは不要です。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者に対する傷病手当金

☎ (国民健康保険に関する事) 国保年金課・内線324
(後期高齢者医療保険に関する事) 国保年金課・内線414

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会社などに勤めている国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者について、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために勤務することができなかつた方のうち、一定の要件を満たした方に対して傷病手当金を支給します。詳しくは市のホームページをご覧ください。

宿泊施設の利用によるテレワーク促進補助金

☎ 企業立地推進課・内線504

新型コロナウイルス感染症拡大のため、テレワークの推進が強く求められる中、さまざまな事情により在宅勤務が難しい方に対し、テレワークを行うことを支援するため、利用料の一部を補助するものです。

対象 4月7日～6月30日(火)の間に市内の宿泊施設を利用し、テレワークを行った方

補助額 利用料の2分の1(1回の利用につき上限2000円)

千葉県行政書士会無料相談

☎ 千葉県行政書士会☎043-227-8021

新型コロナウイルス感染症に関する支援策の総合案内を行います。補助金や給付金などについて電話で相談できますのでご利用ください。

期間 5月29日(金)までの毎週火・金曜日

受付時間 午後1時～3時30分

納税が困難な方への徴収猶予

☎ 収税課・内線471

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。※猶予期間内の途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方 ①および②の要件を満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降において、1カ月以上、事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。②納期限までに納付または納入が困難であること。

対象となる地方税 2月1日～令和3年1月31日までが納期限となる個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税など。

☎ 6月30日(火)、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに窓口へ申請。

◎広報あびこ臨時号を発行します。

特別定額給付金や市独自の支援策の手続き、その他新型コロナウイルス感染症に関する情報をまとめた特集号を5月26日(火)に発行予定です。☎ 秘書広報課広報室☎7185-1269